

# 令和4年6月から児童手当制度が変わりました

## 1. 現況届の提出は原則不要になりました。

現況届は、毎年6月に全ての受給者に提出をお願いしていましたが、令和4年6月以降は、原則提出が不要となりました。

ただし、下記に該当する方は現況届の提出が必要です。

- ・ 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市町村で受給している方
- ・ 支給要件児童の戸籍がない方
- ・ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・ 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ・ その他、浦臼町から提出の案内があった方

※提出が必要な方には現況届を送付しますので、期日までに提出をお願いします。

## 2. 特例給付の支給について所得上限額が設けられました。

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得額が下記表②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得額が下記表②を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となります。

・ 児童を養育している方の所得額が、下記表の

①未満 …… 児童手当（児童1人あたり月額10,000円又は15,000円）を支給します。

①以上②未満 …… 特例給付（児童1人あたり月額一律5,000円）を支給します。

②以上 …… 児童手当、特例給付ともに支給されません。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1,040	1,048	1,276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持していたものの数をいいます。

扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限り）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

お問い合わせ 住民課住民係 電話：68-2112

# 狩猟免許試験のお知らせ

## 【狩猟免許試験予備講習】

1. 日 時 令和4年7月31日(日) 9時～16時30分
2. 会 場 岩見沢市民会館まなみ～る 多目的室①②③
3. 受講料 第1種銃猟、第2種銃猟 11,000円(税、テキスト代込)  
網 8,250円(税、テキスト代込) わな 8,250円(税、テキスト代込)  
網およびわな 11,000円(税、テキスト代込)  
第1種銃猟または第2種銃猟と同時に網またはわなを受講(2種類) 13,750円(税、テキスト代込)  
第1種銃猟または第2種銃猟と同時に網とわなを受講(3種類) 16,500円(税、テキスト代込)
4. 受付期間 令和4年6月16日(木)～令和4年7月21日(木)  
火曜日・木曜日9時30分～16時30分
5. その他 受講を希望される方は6月15日(水)までに役場産業課農政係(電話：68-2114)へ連絡してください。受講料等に対する補助制度があります。  
(上記期日を過ぎると受講できなくなる場合があります)

## 【狩猟免許試験】

1. 日 時 令和4年8月7日(日) 9時～
2. 会 場 空知総合振興局 電話：0126-20-0043
3. 受付期間 令和4年6月22日(水)～令和4年7月22日(金) 9時～17時
4. 定員等 40名(予約が定数に達した時点で受付打ち切り)
5. お問い合わせ 空知猟政協議会 電話・FAX：0126-24-1111

# 上下水道料金の軽減制度

浦臼町の上水道は西空知広域水道企業団で末端給水を行っています。水道料金に関し基本料金の軽減制度があります。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 70歳以上の単身世帯
- (3) 母子および父子家庭のうち児童扶養手当の受給者

以上のいずれかであってかつ、

- 70歳以上の単身世帯の場合は道町民税が非課税の場合。
- 母子および父子家庭は道町民税が非課税世帯および均等割のみの課税世帯の場合。

下水道料金に関し基本料金の軽減制度があります。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 65歳以上の老人世帯
- (3) ひとり親家庭のうち児童扶養手当の受給者

以上のいずれかであってかつ、

○65歳以上の世帯の場合は道町民税が非課税の場合。

○ひとり親家庭は道町民税が非課税世帯および均等割のみの課税世帯の場合。

ただし毎年申請の手続が必要です。

該当の方は申し出てください。

軽減については本人申請となります。西空知広域水道企業団または浦臼町から該当する旨の通知はありませんのでご注意ください。

上水道の工事をする場合には西空知広域水道企業団の指定工事店、下水道の工事をする場合には浦臼町の指定を受けた工事店でなければ工事はできません。

工事をする場合には届出が必要になります。

お問い合わせ・詳細 建設課技術係 電話：68-2113  
西空知広域水道企業団 電話：76-2486